

自宅で取り組むスポーツ事業の補足資料

※実施を検討される方は必ずお読みください※

令和4年度も、Web会議システム等を活用した「オンライン教室」や、「DVD制作・配布」、「紙テキスト制作・配布」等、自宅で取り組むスポーツ事業も対象とします。本申請にあたり、特に注意していただきたいことをまとめました。実施にあたっては、現在の実施要項、対象経費基準表、事務の手引きの範囲内で行うこととしますので、あわせて本資料をご確認ください。

記

○対象事業

「都民参加事業」・「シニアスポーツ振興事業」のいずれも対象となりますが、都民やシニアのスポーツ実施が前提となるため、参加人数が把握できるものに限ります。

そのため、クラブのHPやFacebook等SNSでの不特定多数に向けた動画配信等は対象外となりますのでご注意ください。ただし、Youtube等の動画配信で参加者に限定して配信する場合等、参加人数が確認できるものはこの限りではありません。

○申請の上限額

「都民参加事業」は1クラブ年間50万円、「シニアスポーツ振興事業」は1クラブ年間20万です。この範囲内で、通常事業と自宅で取り組むスポーツ事業のどちらか一方でも、組み合わせて申請することも可能です。

○対象経費

対象経費基準表や事務の手引きの範囲内としますが、下記にご確認ください。

(1) 謝金

①オンライン教室：通常事業と同様、実施日の謝金が対象となります。

②DVDやテキスト制作等：1つの成果物につき1日分の謝金が対象となります。複数日に渡り編集作業等を行っても、2日目以降の謝金は補助金対象外です。ただし、成果物を2つ制作する場合には、2日分が対象となります。(成果物の量的目安は裏面をご確認ください)

(2) 消耗品費

①オンライン教室やDVD、テキスト製作のために必用となる、パソコンやタブレット、カメラ等の備品は対象外となります。→「事務の手引き」P14、3 対象外となる主な物(7)クラブの日常活動に供するものとの判断がつかないため

②制作用のDVD(空のもの)や紙などは、対象となります。→「事務の手引き」P14、3(3)

③オンライン教室やDVD動画制作で使用するスポーツ用具(マットやボール等)は、指導者が使用する物は対象となりますが、参加者が自宅で使用するための物は対象外です。

④参加賞は、郵送料込み 300 円以内を対象とします。なお、③に参加者が自宅で使用するための物は対象外とありますが、300 円以内（郵送料含む）の参加賞として用具を参加者に配布する場合のみ、対象経費として認められます。なお、「DVD 制作・配布」、「紙テキスト制作・配布」の場合、その送料の範囲内で一緒に送ることができれば、参加賞の同封は可能ですが、参加賞を加えることで送料が加算される場合、加算分は参加賞代に含みます。

(3) 通信運搬費

①インターネット使用料は対象外です。→「事務の手引き」P15、5 対象外となる主なもの (2)

②DVD やテキストの郵送料は対象となります。→「事務の手引き」P15、5 (1)

(4) 委託費

事業全体の委託は不可となります、クラブが実施する事業に限ります。→「事務の手引き」P16、8 対象外となる主なもの (3)

○事業の量的目安

(1) オンライン教室：1 回の実施時間は 30 分以上としてください。

(2) DVD 制作・配布：1 つの成果物（プログラム）は 30 分以上としてください。例えば、初級・中級など内容が異なる各 30 分以上の動画を 1 枚にまとめる場合は、2 つの成果物（プログラム）とみなします。

(3) テキスト制作・配布：1 つの成果物（プログラム）は、読む時間と体を動かす時間を合わせて、概ね 30 分以上となる内容にしてください。例えば、初級・中級など内容が異なる各 30 分程度のテキストを 1 式にまとめる場合は、2 つの成果物（プログラム）とみなします。

○事業報告

(1) オンライン教室：基本的に通常事業の報告と同様ですが、事業風景の写真については、参加者の様子を PC 越しに撮るようにしてください。撮影に同意頂けない方は、撮影時に画面をオフにしてもらうなど、配慮してください。

また、オンライン教室で使用した資料がある場合は、そちらを提出してください。

(2) DVD、テキスト制作・配布：基本的に通常事業の報告と同様ですが、参加者（送付先）名簿を提出するとともに、成果物を提出してください。

(3) 事業報告期限については、通常事業の報告と同様に、事業完了後 30 日以内又は令和 5 年 3 月 15 日の早い方となりますが、オンライン教室の場合は実施日を、DVD、テキスト制作・配布の場合は、配布日を事業完了日としてください。

○安全管理

自宅で取り組むスポーツ事業でも、通常の事業と同様、怪我や事故がないよう安全管理に万全を期して、注意喚起する等してください。

○著作権侵害への注意

DVD、テキスト制作・配布については、著作権の侵害に注意してください。写真、イラスト、音楽などを権利者の許諾を得ないで複製することは、著作権侵害にあたります。

○その他

(1) 事業確認

オンライン教室の場合、事業視察に代わって当職員がアクセスし事業確認を行う場合があるため、アクセス情報（URL等）の共有にご協力をお願いします。

(2) 表示

自宅で取り組むスポーツ事業でも、対象事業の実施に当たり、チラシ、パンフレット等で印刷物等を作成する場合、以下の文言を記載してください。

この事業は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が支援しています。

また、DVD やテキストにも、この文言及び主催者、事業名を明示してください。

以上